

性的マイノリティに関する取組みの状況

1. 国の取組み

(1) 計画における位置づけ

- ・ 「第4次男女共同参画基本計画」に言及あり。
- ・ 性的マイノリティに関する取組みは、領域Ⅱの第8分野に位置づいている。

図 「第4次男女共同参画基本計画」の体系における
性的マイノリティに関する取組みの位置づけ

領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍（第1～5分野）

領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現（第6～8分野）

領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備（第9～12分野）

領域Ⅳ 推進体制の整備・強化

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

第
8
分
野
の
内
容

1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備

ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

エ 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれて
いる人々への対応

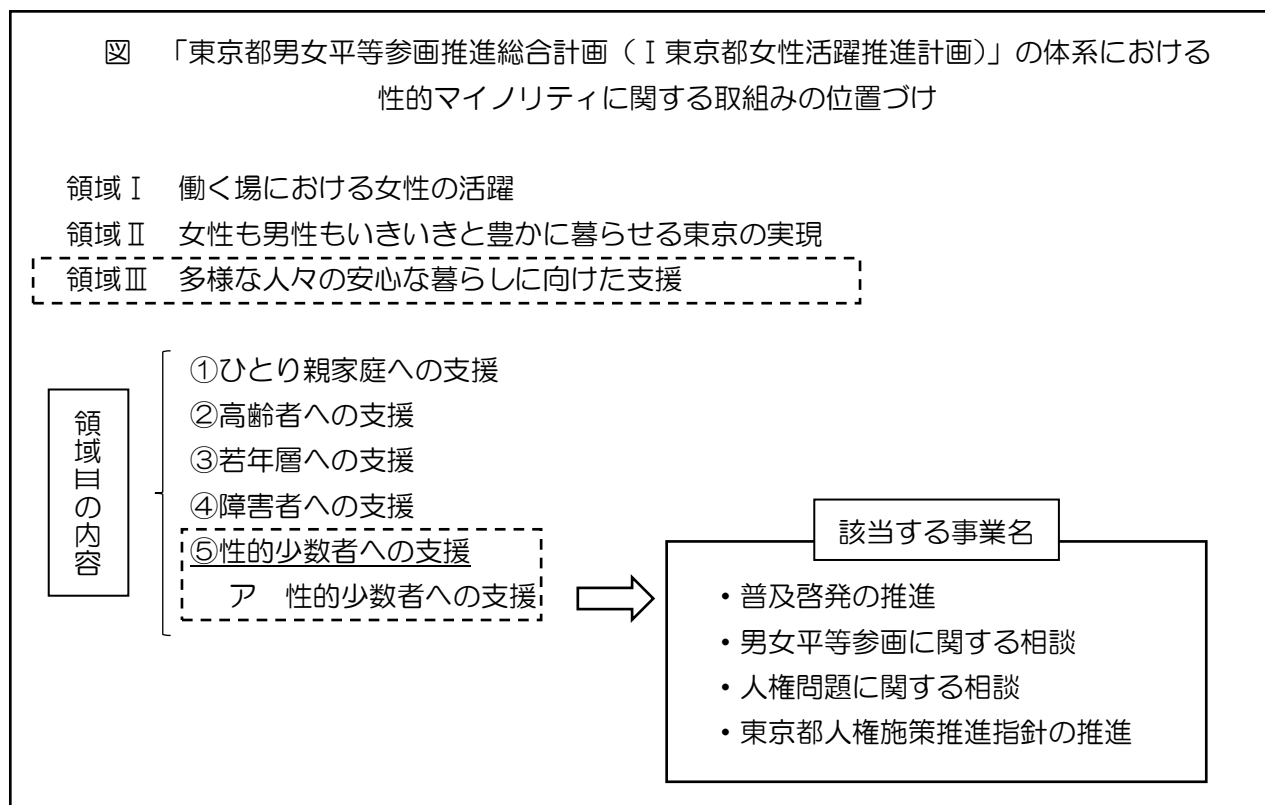
(2) その他の動き

- ・ 平成 27 年、文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通達。
- ・ 平成 28 年、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（教職員向け）」という、教職員向けの周知資料を作成し公表。

2. 東京都の取組み

(1) 計画における位置づけと該当する事業

- ・ 「東京都男女平等参画推進総合計画（Ⅰ東京都女性活躍推進計画）」に言及あり。
- ・ 性的マイノリティに関する取組みは、領域Ⅲに位置づいている。



(2) その他の動き

- ・ 東京都が2020東京大会に向けて、五輪憲章の理念に沿ってあらゆる差別をなくしていくため、LGBT（性的マイノリティ）を担当する部署を立ち上げることを表明。（平成30年3月）
- ・ 平成30年度内にLGBTを含めたあらゆる差別に反対する五輪憲章の理念に沿った条例の制定を目指している。

3. 都内自治体の取組み

- ・ 性的マイノリティに関する取組みは、以下のようになっている。（平成30年4月現在）
 - ① パートナーシップ制度がある（◎）：2自治体（渋谷区、世田谷区）
 - ② パートナーシップ制度は制定していないが動きがある（○）：1自治体（港区）
 - ③ パートナーシップ制度はないが、条例で性的マイノリティについて言及あり：5自治体（文京区、台東区、国立市、武蔵野市、多摩市）
- ※パートナーシップ制度や条例などでは言及していないが、行動計画において性的マイノリティに関する取組みについて言及している自治体もある。

自治体名	計画における扱い	計画における事業内容等	その他の取組み
渋谷区 パートナーシップ制度◎ 条例○	基本課題Ⅰ 男女平等・多様性社会を進める意識づくり 取組みの方向 2. 性のあり方の尊重 方策(5) 性的少数者への支援と理解	2-(5)-① ① 困難な状況にある性的少数者への支援 ・ パートナーシップ証明の交付 ・ 性的少数者のための相談業務 ・ コミュニティスペース ・ 当事者と区職員の意見交換会 ・ 性的少数者に配慮した施設 ・ レインボーリボンの作成・配布 ・ 情報の収集・提供 ・ 渋谷区職員互助会給付金及び退会者記念品支給対象者の拡大 2-(5)-② ② 多様な性の理解に向けた広報・啓発 ・ 条例周知のためのパンフレット等の配布 ・ 講座・講演会等の実施 ・ 区職員への研修 ・ 教職員への研修	・ 平成 27 年 4 月、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」施行。 ・ 平成 27 年 11 月、「パートナーシップ証明書」※を交付開始。 ※公正証書に基づく書類(証明書) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請できる人：渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること、20 歳以上であること、配偶者がいないこと及び相手方当事者以外のパートナーがいないこと、近親者でないこと</p> <p>必要書類：二人それぞれの戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(3 か月以内のもの)、公正証書の正本または謄本</p> <p>※このほか、本人確認のための書類(次のいずれか 1 点)(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カード、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)など)</p> <p>手数料： ①任意後見契約公正証書の作成手数料等 次の合計金額×2 人分。 ・ 公証役場の手数料 1 万 1000 円 ※証書の枚数が 4 枚を超えるときは、超える 1 枚ごとに 250 円が加算 ・ 法務局に納める印紙代 2,600 円 ・ 法務局への登記嘱託料 1,400 円 ・ 書留郵便料 約 540 円 ・ 正本謄本の作成手数料 1 枚 250 円×枚数×3 通分 ②合意契約公正証書の作成手数料等 ・ 公証役場の手数料 1 万 1000 円 ※証書の枚数が 4 枚を超えるときは、超える 1 枚ごとに 250 円が加算 ・ 正本の作成手数料 1 枚 250 円×枚数</p> </div> ・ 平成 29 年、「渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書」公開。
世田谷区 パートナーシップ制度◎ 条例○	基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	① 就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ② 性的マイノリティへの理解の促進 ③ 同性パートナーシップに関する取組み ④ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤ 区職員・教育分野等における理解促進	・ 平成 27 年 11 月、「パートナーシップ宣誓書」の交付開始。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対象(宣誓要件)：次の全てに該当する同性カップルの方が宣誓を行うことができる。</p> <p>(1) 二人とも 20 歳以上であること。</p> <p>(2) 二人が区内に在住であること。または、一人が区内在住で、もう一人が区内への転入を予定していること</p> <p>(3) 二人とも他の人と法律上の婚姻関係にないこと。</p> <p>(4) 二人とも他の人とパートナーシップ宣誓をしていないこと。または、宣誓したことがある人の場合、宣誓書廃棄の手続きをしてあること。</p> <p>(5) 二人の関係が親子または兄弟姉妹ではないこと。</p> <p>必要書類：本人確認、年齢・住所確認をできる資料。提示のみで写し等の提出は必要なし。例) 運転免許証と健康保険証、パスポート、住基カード、在留カード、公的機関が発行した証明書、公的機関からの郵便物等)</p> <p>手数料：無料</p> </div> ・ 平成 28 年 8 月、性的マイノリティ支援のための暮らしと意識に関する実態調査を実施。 ・ 平成 28 年 9 月、世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みに関するアンケート調査(宣誓をした方に)を実施。 ・ 平成 29 年 4 月、多様性が尊重される地域社会への取組みに関する区民アンケート調査実施。 ・ 平成 30 年 4 月、「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」施行。

自治体名	計画における扱い	事業内容等	その他
港区 パートナーシップ制度○	目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する 課題1 人権を尊重する意識の醸成と擁護 施策の方向3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護	・ 性的マイノリティに関する意識啓発	・ 平成29年12月、同性カップルも家族として公的に認証することなどを求めた請願（同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する請願）を採択。
文京区 条例○	目標Ⅰ 男女平等参画社会を支える意識の形成 課題1 ジェンダーに敏感な視点に立った教育・学習 施策(1) 学校教育における男女平等教育・学習の推進	・ 性に関する知識の普及と充実	・ 平成25年11月、「男女平等参画推進条例」施行。 〔性的少数者を含むあらゆる人への、性別を理由にした差別的な言動などを禁止。〕 ・ 平成29年3月、「文京区職員・教職員のための性自認および性的指向に関する対応指針」策定。 ・ 平成29年10月、区発注工事などで事業者と交わす契約書類に、性的少数者への差別禁止の明記を開始。
	目標Ⅰ 男女平等参画社会を支える意識の形成 課題2 ジェンダーに敏感な意識の浸透 施策(1) 男女平等参画社会実現に向けた普及・啓発の充実	・ カラーリボンフェスタの実施 ・ 文京区職員、教職員向けの性自認および性的指向に関する対応指針	
	目標Ⅱ 男女平等参画の推進と女性の活躍 課題2 地域社会における男女平等参画 施策(2) 男女平等センターを拠点とした推進	・ 男女平等センターにおける相談事業の充実	
	目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と安全・安心な暮らしの実現課題 課題4 人権の尊重と自立への支援 施策(2) 貧困等複合的困難を抱える方への各種支援制度の整備	・ 性自認・性的指向に係る支援（語り場）	
	Ⅳ 推進システムの整備 課題1 庁内等推進体制の整備・充実施策 施策(4) 区職員への意識啓発及び人材育成	・ 区職員に対する意識啓発の推進	
台東区 条例○	基本目標3 人権尊重の視点で男女平等をすすめる 重点課題(8) 生涯を通じた男女の健康支援		・ 平成27年1月、「東京都台東区男女平等推進基本条例」施行。 〔性別（性自認及び性的指向を含む。）による人権侵害を禁止。 「男女」という文言には、「年齢にかかわらず、すべての生物学的又は心理的性別（性自認及び性的指向を含む。）の者をいう」と定義。〕
江東区 その他	目標Ⅰ 男女平等意識の向上を図ります 課題3 生涯を通じた心とからだの健康支援 施策4 性的少数者（性的マイノリティ）についての意識啓発	・ 性的少数者（性的マイノリティ）についての意識啓発 ・ 様々な性を尊重する教育の実施	・ 平成27年7月、区政モニターアンケートにて、「性的少数者（性的マイノリティ）について」を実施。
国立市 条例○	基本目標3 多様な「性」を認め合える社会 課題(2) LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々への支援（重点）	施策①LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の理解のための啓発 ・ 男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施 ・ 男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供 施策②庁内のLGBT（セクシュアル・マイノリティ）研修等の実施 ・ LGBTを理解するための研修の実施 ・ LGBTに関する理解についてグッズにより周知 ・ LGBTの方が直面する課題の調査・検討	・ 平成30年4月、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」施行。 〔アウトティング（本人の意に反して他者が勝手に性的指向や性自認を公表する（バラす）こと）を禁止。〕
武蔵野市 条例○	基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち 基本施策3-3 特別な配慮を必要とする人への支援 施策3-3-(3) 性同一性障害のある人などへの支援	・ ヒューマン・ネットワークセンターにおける講座 ・ 学校教育における個別的支援	・ 平成29年4月、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」施行。 〔「性別等」という文言には、男女の別だけではない多様な性の在り方（性自認及び性的指向を含む。）をいうとして、定義。〕
多摩市 条例○	基本目標3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり 課題1 女性の人権の尊重 施策(1) 互いの性を尊重する環境づくり	・ 性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消	・ 平成26年1月、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行。 〔対象を「性別並びに性的指向、性的自認に関わらず」と規定。〕

